

「広域観光連携推進・滞在時間延長促進事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

広域観光連携推進・滞在時間延長促進事業

2 背景及び業務目的

久留米市を含む筑後圏域（※1）を訪れる観光客の多くは通過型と言われているが、これを滞在型に転換させ、より経済的な効果を高めていくことが課題である。

このような課題に対し、平成30年度から久留米市を訪れる観光・ビジネス客（以下「観光客等」という。）に対して推奨ルートの造成などの滞在時間延長促進事業を実施している（※2）。

久留米市の取り組みに加え、筑後圏域についても各自治体単独での取り組みでは観光資源の質の面で限界があることから、圏域全体で連携した取り組みを行い、この圏域への誘客と、実際に訪れた観光客等の滞在時間の延長を図るもの。

3 業務の内容等

本事業については、久留米市を対象として実施する滞在時間延長促進事業と、筑後圏域全体を対象とした（広域観光連携推進）滞在時間延長促進事業をそれぞれ実施する。

（1）久留米市を対象とした事業

① 旅行商品の企画及び販売

平成30年度に造成した推奨ルート等を活用した旅行商品を3商品以上（うち1商品は市内宿泊を伴うものとする。）を企画し、複数の旅行会社の旅行ツアーに組み込み販売すること。ただし、宿泊ツアーの出発地は福岡県外からとする。

なお、企画した旅行商品の流通に対しては、受託者において募集・受注・手配・精算を行うこと。

② 推奨観光ルートマップの改訂・印刷

平成30年度に制作した市内観光ルートマップ「KURUME RELAX」を改訂し、印刷すること。（※3）

③ くるめ観光案内マップシステムとの連携

昨年度造成した久留米市内の推奨ルートを、本市が制作した「くるめ観光案内マップ」システム（※4）へ掲載し、モバイル上で案内できるようにカスタマイズすること。

（2）筑後圏域を対象とした事業

① 推奨観光ルート及びモデル滞在プランの造成

旅前の観光客等をターゲットとして、観光客の属性、滞在時間や目的と、筑後圏域の観光資源や体験プログラム、イベント等を組み合わせた推奨観光ルートを造成し、圏域のモデル滞在パターンを作成する。

- 属性（性別、年代、居住地、国籍、個人か団体か等）を考慮したテーマの設定
- 圏域で共通するテーマ別（食、自然、歴史・史跡、イベント、季節等）またはこれらの組み合わせによるルートの設定
- 滞在時間（半日、1泊等）に応じたルートの設定、提案
- 移動手段（自動車、鉄道、観光バス等）を考慮したルート設定を行う（特に二次交通に配慮すること）。
- 食事や宿泊など滞在の時間軸や、ルートのストーリー性を考慮したものとすること。

などを組み合わせた魅力的かつ円滑に移動（※5）できる推奨観光ルートとそれに対応した滞在プランを半日（日帰り）、1泊ともに5種類以上提案すること。

② 観光案内マップ作成に関する提案及び実施

造成した推奨ルート等に基づき、筑後圏域における観光案内マップの作成を行うこと。なお、選考時にはこれまでに作成した類似の制作物を提示し、観光客等に訴求できるマップの作成案を提案すること。

作成に当たっては、掲載する内容に関する情報の収集及び提供、企画、デザイン、取材、撮影、編集等の一連の業務、マップの発行、配布、設置を行うこと。

③ 旅行商品の企画及び販売

①②で造成した観光ルート等を活用したモニターツアーを企画し、実施すること。

なお、ツアーの募集に当たっては、受託者において募集・受注・手配・精算を行うこと。

④ 情報発信及びプロモーションに関する提案及び実施

久留米市及び筑後圏域の観光地としての魅力や、作成したルート・マップを観光客等に対して効果的にプロモーションするため、主にテレビ、雑誌等のメディア、交通事業者、旅行業者、自動車賃貸業者等と連携した情報発信、その他SNS等を活用したPRの手法を提案し、実施すること（※6）

（3）その他

上記の他、本業務の目的を達成する上で効果的であると考える提案を

行うこと。

4 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

5 完了報告等

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務に要した事業費
- (3) 事業実施における成果
プロモーション等、情報発信の方法と実績
- (4) 本委託業務において作成した資料等成果物
 - ・ 広域観光案内マップ：10,000部（フルカラー、A5冊子28ページ程度）
 - ・ 市内観光ルートマップ「KURUME RELAX」：
6,000部（フルカラー、A4冊子12ページ程度）

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して業務を遂行すること。
 - (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、市と協議し決定すること。
 - (3) 本業務に基づき作成される成果物（写真、著作権等）の所有権は、すべて委託者に帰属する。
 - (4) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
 - (5) 本業務の検査完了後に瑕疵が発見された場合、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において受託者の責任は、本業務の検査完了日から1年以内に請求があった場合に限る。
 - (6) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関して委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - (7) 受託者は、委託者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (※1) 筑後圏域…久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、広川

町。

- (※2) 平成30年度事業において、久留米市内の10の推奨ルート・滞在パターンを造成した。詳細は市内観光ルートマップ「KURUME RELAX」を参照。
- (※3) 既存の原稿（イラストレータデータ）のデザイン等を一部修正すること。
- (※4) アプリケーションやブラウザ上で観光案内ができるアンロックシステムを活用した観光案内マップ（株式会社 theemoment 社製）なお、掲載に要する費用は税抜きで400,000円とする。
- (※5) 観光地間の移動手段（車、電車、バス、徒歩等）とその所要時間を表示すること。また、分かりやすいアイコン等を使用し、個人向けなのか、大型バスも駐車できるような団体向け（も可能）なのか、などの利用者にとって有益な情報を表示すること。
- (※6) テレビ、雑誌等への掲載によるプロモーションの他、フェイスブック、LINE、インスタグラム等SNSによる情報発信、交通機関への広告掲出、各自治体の観光案内HP等との連携等を指す。